

## 町長の専決処分事項の指定について

下記の事項に関しては、町長において専決処分することができるものとして指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

### 記

法律上町の義務に属する損害賠償で、1 件 5 0 万円以下のものに係る和解及び損害賠償の額の決定に関する事項について

#### （提案理由）

最近、損害賠償の額の決定に関する事例が増えていることから、軽易な事件（損害賠償額の小さなもの）や早急に賠償する必要がある事件（交通事故等）については、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により町長において専決処分することができる事項として指定し、これを迅速に処理する必要がある。このことから本案を提出する。